

高松市・塩江町合併協議会会議録
第 1 5 回 会 議

平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日 (水)

高松市・塩江町合併協議会

高松市・塩江町合併協議会会議録

第15回会議

1 日時

平成16年11月24日(水)午後3時開会・午後3時37分閉会

2 場所

塩江町役場 2階 大会議室

3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	中井弘	委員	桧山浩治
委員	井竿辰夫	委員	藤澤久文
委員	川田史郎	委員	佐藤好邦
委員	谷本繁男	委員	尾形洋一
委員	黒川恵	委員	中村靖
委員	大橋光政	委員	野田法子
委員	中條勲	委員	川田秀夫
委員	梶村傳	委員	蓮井正明
委員	大浦澄子	委員	植田満江
委員	三笠輝彦	委員	大林正孝

4 欠席委員 1人

委員	河田澄
----	-----

5 出席幹事 8人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	横田淳一
副幹事長	川田史郎(委員兼務)	幹事	黒川裕文
幹事	中村榮治	幹事	尾形進
幹事	熊野實	幹事	出原忠憲

6 幹事会部会委員 26人

総務部会長	熊野 實 (幹事兼務)	市民部会委員	出原 忠 憲 (幹事兼務)
総務部会委員	小山 正 伸	健康福祉部会委員	稲田 一 夫
総務部会委員	合田 彰 朝	消防部会長	富永 典 郎
総務部会委員 企画財政部会委員 市民部会委員 消防部会委員	尾形 進 (幹事兼務)	消防部会委員	黒川 守
企画財政部会長	横田 淳 一 (幹事兼務)	消防部会委員	矢代 正 己
企画財政部会委員	井上 哲	教育部会委員	上原 直 行
企画財政部会委員	草薙 功 三	教育部会委員	熊野 正 樹
企画財政部会委員	森 覚	農業委員会部会長	溝 淵 收
企画財政部会委員	植松 勉	農業委員会部会委員	太田 秀 人
企画財政部会委員	白井 文 夫	農業委員会部会委員	赤松 利 幸
企画財政部会委員	青井 八千穂	議会部会長	金子 史 朗
市民部会長	氏部 隆	議会部会委員	宮本 弘
市民部会委員	久利 泰 夫	議会部会委員	川原 讓 二

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班	森田 大 介
事務局次長	加藤 昭 彦	調整班長	清谷 文 孝
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井 隆	調整班 兼計画班	松本 修 治
総務班長	和泉 隆 治	計画班	山上 龍 二
総務班 兼調整班	安西 正 門		

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

- 協議第 5 2 号 地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について
（第 1 3 回会議提案：継続協議）
- 協議第 5 3 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）について（第 1 3 回会議提案：継続協議）
- 協議第 5 7 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 8 号）について（第 1 4 回会議提案：継続協議）
- 協議第 5 8 号 一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第 1 0 号）について
（第 1 4 回会議提案：継続協議）
- 協議第 5 9 号 事務組織及び機構の取扱い（協定項目第 1 3 号）について
（第 1 4 回会議提案：継続協議）
- 協議第 6 0 号 一部事務組合等の取扱い（協定項目第 1 6 号）について
（第 1 4 回会議提案：継続協議）
- 協議第 6 1 号 消防防災関係事業（協定項目第 2 4 - 2 0 号）について
（第 1 4 回会議提案：継続協議）
- 協議第 6 2 号 その他の事業（市・町民褒章制度）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について（第 1 4 回会議提案：継続協議）
- 協議第 6 3 号 その他の事業（後継者育成等報償制度）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について（第 1 4 回会議提案：継続協議）
- 協議第 6 4 号 その他の事業（市・町民葬儀）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について（第 1 4 回会議提案：継続協議）
- 協議第 6 5 号 その他の事業（生活用水確保対策事業）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について（第 1 4 回会議提案：継続協議）

協議第 6 6 号 その他の事業（塩江町における公園・レクリエーション等施設）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について

（第 1 4 回会議提案：継続協議）

協議第 6 7 号 合併の期日の確定等に伴う合併協定項目の確認事項修正について（第 1 4 回会議提案：継続協議）

協議第 4 0 号 建設計画（協定項目第 2 5 号）について

（第 1 1 回会議提案：継続協議）

議案第 1 7 号 合併協定書について

4 その他

(1) 事務事業の調整について

(2) 合併協定調印式について

(3) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 3時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） ただいまから高松市・塩江町合併協議会第15回会議を開会いたします。

皆様方には、何かとお忙しい中を御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、大浦澄子委員さんと川田秀夫委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)の協議事項でございますが、初めに協議第52号地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について及び協議第53号議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）についてを一括して議題といたします。

なお、協議第52号及び協議第53号の2件については、前々回の第13回会議で提案及び説明を行い、前回の14回会議において継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

会議資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

まず、協議第52号地域審議会の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページの中ほどにございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、塩江町地域に地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。」というものでございます。

続きまして、6ページをお開き願いたいと存じます。

協議第53号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、塩江町の区域により選挙区を設ける。」というものでございます。

この協議第52号及び協議第53号の2件につきましては、前々回の第13回会議で提案されたものでございます。意思集約を図ることになっていた前回の会議では、高松市側委員から、特に発言がございまして、高松市と合併協議を行っている6町のうちで、牟礼町と庵治町の合併協議会において、いまだ提案されていないことから、この2町への配慮という趣旨で、今回確認せずに継続協議とされたいとの申し出がございまして、会議に諮った結果、再度、継続協議となっているものでございます。

なお、牟礼町と庵治町との合併協議会におきましては、その後、この2件につきましては、いずれも、同じ内容で提案をされておりますので、申し添えておきます。

協議第52号及び協議第53号の2件の提案内容は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第52号及び協議第53号の2件について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、協議第52号及び協議第53号の2件について、一括お諮りいたします。

協議第52号及び協議第53号について、いずれも原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第52号及び協議第53号の2件については、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第57号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第8号）についてから協議第63号その他の事業（後継者育成等報償制度）（協定項目第24-24号）についてまでの7件を一括して議題といたします。

なお、協議第57号から協議第67号についても、前回、第14回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておるものでございます。

それでは、改めて7件の提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の10ページをお開き願いたいと存じます。

まず、協議第57号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページの中ほどにございますように、「塩江町農業委員会は、高松市農業委員会に統合するものとする。塩江町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定に基づき3人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。」というものでございます。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと思います。

協議第58号一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「塩江町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐものとする。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。」というものでございます。

続きまして、17ページをお開き願いたいと存じます。

協議第59号事務組織及び機構の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページ中ほどにございますように、「現在の塩江町役場については、塩江町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。現在の塩江支所及び上西支所については、新しい塩江支所の内部組織としての連絡事務所とする。新しい塩江支所及び連絡事務所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、塩江町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整するものとする。住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理するものとする。これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行うものとする。」というものでございます。

続きまして、22ページをお開き願いたいと存じます。

協議第60号一部事務組合等の取扱いについてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「両市町が加入している一部事務組合につい

ては、高松市として引き続き加入するものとする。塩江町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行うものとする。塩江町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。」というものでございます。

続きまして、25ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第61号消防防災関係事業についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。」というものでございます。

続きまして、28ページをお開き願いたいと存じます。

協議第62号その他の事業（市・町民褒章制度）についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。塩江町の名誉町民については、塩江地区の名誉町民として継承するものとする。」というものでございます。

続きまして、29ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第63号その他の事業（後継者育成等報償制度）についてでございます。

提案内容は、ページ中ほどにございますように、「塩江町の後継者育成報償及び出産家庭報償については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとし、結婚促進報償については、合併時に廃止する。」というものでございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

協議第57号から協議第63号までの7件の提案内容は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第57号から協議第63号までの7件について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、一括してお諮りをさせていただきます。

協議第57号から協議第63号について、いずれも原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第57号から協議第63号について、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第64号その他の事業（市・町民葬儀）（協定項目第24-24号）についてを議題といたします。

なお、協議第64号については、調整内容に追加事項があり、幹事会部会及び幹事会で協議・調整を行い、修正案が提出されております。

それでは、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第64号について御説明申し上げます。

修正案の内容につきまして、先に、附属資料で御説明をいたします。

恐れ入りますが、附属資料その1というのがございます。

附属資料その1の23ページをごらんいただきたいと思います。

附属資料その1の23ページでございます。

前回会議で御説明いたしましたのは、この23ページの市・町民葬儀のみでございましたが、葬斎場施設やその使用料についての資料が漏れておりましたので、今回、修正案という形で関係資料を追加提出するものでございます。

次の24ページをごらんいただきたいと思います。

24ページと次の25ページが、今回、追加いたしました葬斎場に関する資料でございます。

まず、1の運営主体でございますが、高松市では、ごらんのような状況でございます。塩江町では、塩江町が加入しております一部事務組合である香川南部葬斎場組合が運営をいたしております。

また、2の施設概要、また、25ページの3の施設使用料につきましては、塩江町の現況欄には、この香川南部葬斎場組合やすらぎ苑の状況を記載しておりますが、両市町の現況は資料に記載のとおりでございます。

なお、25ページの3の施設使用料でございますが、高松市の現況欄に記載しておりますように、高松市では、現在、火葬施設の市内使用料について、有料化を検討しているところでございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、戻っていただきまして、24ページの右下の調整案の欄に記載しておりますように、「高松市の制度に統一する。ただし、香

川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整する。」としたところでございます。

以上が、本日、追加提出いたしております葬斎場についての調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の30ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料30ページでございます。

ただいま附属資料で、御説明申し上げました調整結果を踏まえた修正案でございますが、ページ中ほどの枠で囲った部分の上側でございます、前回提案した内容を、今回修正案として、下側に記載をしておりますように、「市・町民葬儀については、高松市の制度に統一する。ただし、やすらぎ苑葬及び香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整する。」というものでございます。

なお、その他の調整内容につきましては、前回会議で御説明したとおりでございますので、本日は説明を省略させていただきます。

協議第64号の修正案については以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第64号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第64号についてお諮りいたします。

協議第64号については、修正案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第64号については、修正案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第65号その他の事業（生活用水確保対策事業）（協定項目第24-24号）についてを議題といたします。

なお、協議第65号については、前回会議での御意見等を踏まえ、幹事会部会及び幹事会で協議・調整を行い、修正案が提出されております。

それでは、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第65号について御説明申し上げます。

会議資料の31ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第65号につきましては、前回の第14回会議に提案し、会議規程の定めによりまして、継続協議の取り扱いとなっているものでございます。

提案内容は、ページの中ほどの枠で囲った部分の上段、上側にございます、前回提案分として記載しておりますように、「生活用水確保対策事業については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。」というものでございました。

しかしながら、前回会議で、委員から、塩江町の未給水地域の現状を踏まえ、将来的にも、現在の井戸等整備補助と飲用水給水ホース等設置補助の二つの補助事業の継続を要望する意見が出されたところでございます。

その後、塩江町におきまして、改めて提案内容について協議いたしました結果、制度の存続を求める意見が多いから、塩江町側から、制度を3年間で廃止するという表現ではなく、経過措置期間終了後の制度のあり方について、改めて検討するという趣旨の表現に修正されたいとの要望がございまして、幹事会で協議いたしました結果、本日、修正案を提出させていただいたところでございます。

修正案でございますが、ただいま御説明いたしましたような趣旨で、前回提案分の「3年度に限り」という部分を「3年度について」と改めるという内容でございます。

以上、簡単でございますが、協議第65号の修正案の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第65号について、御質問等ございましたら御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第65号についてお諮りいたします。

協議第65号については、修正案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第65号については、修正案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第66号その他の事業（塩江町における公園・レクリエーション等施設）（協定項目第24-24号）について及び協議第67号合併の期日の確定等に伴う合併協定項目の確認事項修正についての2件を一括議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

会議資料の32ページをごらんいただきたいと存じまず。

まず、協議第66号その他の事業（塩江町における公園・レクリエーション等施設）についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「塩江町の公園・レクリエーション等施設については、高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

続きまして、33ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第67号合併の期日の確定等に伴う合併協定項目の確認事項修正についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「協定項目第9号「地方税の取扱い」及び協定項目第24-21号「各種事務事業の取扱い（学校教育事業）」については、合併の期日の確定等に伴い、確認事項について別紙のとおり修正するものとする。」というものでございます。

なお、各合併協定項目の調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

協議第66号及び協議第67号の2件の提案内容は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第66号及び協議第67号の2件について、御質問等ございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第66号及び協議第67号の2件について、一括お諮りいたします。

協議第66号及び協議第67号については、いずれも原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第66号及び協議第67号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第40号建設計画（協定項目第25号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、協議第40号建設計画（協定項目第25号）について説明いたします。

継続協議となっております建設計画につきましては、前回から一部修正ございましたので、別添の附属資料その2、建設計画案で説明いたします。

建設計画の案、31ページをお開きください。

案の31ページでございます。

修正内容でございますが、塩江町さんから御要望がございまして、ページ中ほど、（1）自然環境の保全と共生に基づくまちづくりの森林の保全と活用の中に、森林病虫害対策についての記述を追加いたしました。森林の保全と活用の3行目の中ほどでございますが、「松くい虫をはじめとする森林病虫害対策に取り組むほか」という文章を追加したものでございます。

修正箇所は、以上でございます。

以上、簡単ではございますが、建設計画についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第40号について、御質問等ございましたらどうぞ御発言願います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第40号についてお諮りいたします。

協議第40号については、ただいま説明のありました案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第40号については、説明案のとおりとすることを確認いたします。

次に、議案第17号合併協定書についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

会議資料の36ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第17号合併協定書について御説明申し上げます。

ただいま協議第52号から協議第40号までの14件につきまして協議が調い、以上をもちまして、当初、設定をいたしました合併協定項目についての協議がすべて終了いたしましたことから、議案として合併協定書を提出するものでございます。

それでは、別添の合併協定書に基づき御説明させていただきます。

別添の合併協定書をごらんいただきたいと存じます。

別紙ということで、合併協定書というタイトルがございます。

この合併協定書につきましては、高松市・塩江町合併協議会において合併に関する協議が調ったあかしとして作成し、高松市長、塩江町長が署名、調印するものでございます。

表紙の次のページをお開き願いたいと存じます。

ごらんのように、これまで、合併協議会で御協議いただきました各合併協定項目の確認内容を協定項目順に整理したものでございます。

まず、最初のページの1の合併の方式から5の財産の取扱い、この5件は、合併協定項目の基本的な協議事項でございます。

また、6の地域審議会の取扱いから、次のページをごらんいただきまして、項目番号で言いますと10の一般職の職員の身分の取扱いまでは、合併特例法に定める協議事項でございます。

その後の、次のページの、項目番号で言いますと11の町名・字名の取扱いから、ページをめくっていただきまして、3ページ後ろにございます項目番号の24の、ページの左上になりますが、24の各種事務事業の取扱い、ここまでが、大分類で言いますとその他の協議事項でございます。

また、24の各種事務事業の取扱いにつきましては、ごらんのように、24-1の都市提携から24-24その他の事業まででございます。

さらに、24-24のその他の事業には、外部監査制度から青少年健全育成事業までの12項目がございます。

そして、一番最後には、25として建設計画がございます。これにつきましては、建設計画については、別冊のとおり定めるとしたところでございまして、協定書にこの計画を

添付するということとなります。

なお、その後のページには、地域審議会の関係で、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市塩江地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議を別紙として掲載をいたしております。

なお、これらの内容でございますが、市町の法制担当部門の意見も聞く中で、例えば、法律番号の記載方法や語尾の表記の統一など若干の字句の修正を行っております。その点、御了解、御了承いただきたいと思います。

その次のページをお開き願いたいと存じます。

調印書と書いてあるページでございます。

内容につきましては、記載のとおり、「高松市、塩江町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく高松市・塩江町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が調ったので、ここに署名調印する。」というものでございます。

そして、調印式当日には、高松市長、塩江町長、そして、立会人といたしまして香川県知事が署名、調印を行う予定でございます。

また、次のページをめくっていただきますと、次のページには、立会人といたしまして合併協議会の委員の皆様にご署名いただく欄でございます。

なお、合併協定調印式の当日の円滑な進行を図るため、立会人となられる協議会委員の皆様には、本日、会議終了後に御署名をいただくことといたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

合併協定書については以上でございます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第17号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、議案第17号についてお諮りいたします。

議案第17号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、議案第17号については、原案のとおり決定いたしました。

会議次第4 その他(1) 事務事業の調整について

議長(増田会長) 次に、会議次第4その他でございますが、まず、(1)の事務事業の調整について、事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、事務事業の調整について御説明申し上げます。

会議資料の一番最後のページ、37ページに項目だけ記載をいたしております。

資料はございません。

事務事業の調整につきましては、両市町におきまして、昨年来進めてまいりましたが、本日、合併協定項目に係りますものにつきましては、すべて御確認をいただいたところでございます。

しかしながら、事務手続の方法等、住民サービスに直接影響を及ぼさないもの等につきましては、現在も、若干の残りがございまして、調整を行っている状況でございます。

例えば、事務処理方法の一元化や文書の收受発送方法など事務の統一を図るものにつきましては、速やかに移行・統一できるよう、両市町で最終の調整を行っているところでございます。そのようなものにつきましては、事務的な処理方法等でございますので、別途帳票を作成し、幹事会で協議し、御了解をいただいた上で、合併協議会の会長、副会長に決裁という形で御報告し、承認を得るということで対応させていただきたいというふうに考えております。

なお、各合併協定項目の調整案の中には、合併時まで調整するというものが幾つかございます。これらにつきましては、調整が終わり次第、適宜、この合併協議会に報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

事務事業の調整については以上でございます。

議長(増田会長) ただいま説明のありました件について、何か御質問等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

川田(史)委員 塩江の川田です。1点だけ確認しておきたいんですけど、合併時が17年9月26日ということになります。合併時まで国、県、市町等において、制度改正等が実施された場合、確認済みの案件であっても、両市町間で再度、調整することになるのかどうか、それだけ、ちょっと1点だけお願いしたい。

議長(増田会長) 事務局からお答えします。

事務局長 事務局から説明をさせていただきます。

合併協議及び合併協定書については、現在の、これまでの協議してきた段階における、高松市と塩江町の行政制度等の違いをどうするかということでの協議調整内容でございます。したがって、その性格から、将来、予想されることについては、協定書の内容には盛り込むことができないようなものでございます。

当然、時代の流れとともに、情勢の変化等踏まえまして、行政制度等が変化する事態も予想されるところでございます。そのような場合に、どういうふうに対応するかということでございますが、国や県、市町の制度の変更とか、あるいは、情勢の変化等によってこの協定項目の内容に変化が生じるものについては、その時点において、合併協定調印の内容の趣旨を踏まえ、市町間において、信義則に従って、塩江町住民にとって不利になることのないよう、誠意を持って調整を行うことになるものと理解をいたしております。

なお、そのようなことが発生しました場合には、その時点で、合併協議会において報告、説明をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第４ その他（２）合併協定調印式について

議長（増田会長） ないようでしたら、次に（２）の合併協定調印式について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

会議資料３７ページに項目を記載しております。

先ほどの議案第１７号で御説明いたしました合併協定書の調印式について、御説明いたします。

合併協定の調印式につきましては、本日の第１５回会議で、合併協定項目についてのすべての協議が終了するものとして想定し、速やかに、合併協定の調印式を開催できるよう、事務レベルで準備を進めてきたところでございます。

つきましては、調印式の日程でございますが、１２月１日水曜日午後１時４０分から、場所は、高松市の高松商工会議所会館で開催をさせていただきたいと考えております。

また、後ほど、委員の皆様には、この日時を記載した紙をお配りをいたしたいと思っております。

今後、所要の経手を経て、早急に、合併協議会の委員の皆様を初め、関係の各位へ案内状を送付いたしたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

調印式については以上でございます。

議長（増田会長） ただいま説明いたしました件について、何か御質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第４ その他（３）高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） ないようでしたら、次に（３）の高松市・塩江町合併協議会会議開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） 会議資料３７ページに、会議の開催予定ということで若干の記載をいたしております。

この高松市・塩江町合併協議会の会議の開催予定でございますが、合併協議会につきましては、両市町の議会で合併関係議案が可決をされましたら、基本的には合併の期日の前日まで設置をするということになります。

また、その協議事項でございますが、予算、決算の審議のほか、合併時まで調整するとなっております項目についての調整結果の報告、あるいは合併までの住民への広報とか、そのような案件が中心になりますが、回数といたしましては、本年度はあと１回程度、来年度におきましては２回程度の開催が想定をされるところでございます。

次回の第１６回会議の日程でございますが、現時点では未定でございますが、両市町の議会での合併関係議案の審議結果を踏まえ、改めて、委員の皆様にお知らせをしたいというふうに考えております。

事務局からは以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） 以上が事務局からの説明でございました。

この際、皆様方の方で何か御発言がございましたら承りたいと存じますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、以上で本日の会議日程はすべて終了いたしました。

会議次第５ 閉会

増田会長 この際、閉会に当たりまして、一言、お礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

昨年６月１日に、高松市・塩江町合併協議会が設置されまして、６月１６日に、この塩江町役場で第１回協議会が開催されました。以来１年５カ月余りの間に１５回の会議を開

催し、本日、同じこの塩江町役場におきまして、すべての合併協定項目についての協議を終えることができました。

これまで、協議に際しましては、委員の皆様からの率直な御意見、真摯な御意見をいただき、また、円満、円滑な会議運営に御協力いただきましたこと、本当にありがとうございました。

今後、合併協定書の調印を経て、市町の議会において、合併議案についての御審議をお願いすることとなりますが、高松市と塩江町の合併に向けて、議会におきまして適切な判断がなされますよう心から期待をいたしておるところでございます。

皆様方には、改めてごあいさつを申し上げる機会があるとは存じますが、まずは、この場をおかりして、心から、衷心からの御礼を申し上げます。ありがとうございました。

中井副会長 私の方からも一言、お礼を申し上げさせていただきたいと思うわけでございます。

今、市長さんの方から詳しい内容のごあいさつがございましたので、ごく簡単に、ごあいさつを申し上げたいと思いますけれども、昨年6月、この高松市と塩江町の合併の協議会を設立をいたしまして、現在まで、協議会委員の皆さん方には、大変慎重に御審議をいただきまして、きょう、最終15回の協議会を滞りなく終えることができたわけでございます。

これで、私どもも、念願をしておりました高松市との合併、大きく踏み出したということでございます。

今後におきましては、やはり来年の9月26日が合併の期日ということになっておりますけれども、それまでの間に、協議をいただいた以外の問題で、事務レベル等でも、事務事業等の調整等も十分に行っていきまして、最終、本当に喜んでいただけるような合併になるということを私も期待をいたしておりますので、今後とも、格別の御指導をいただきますように、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

本当に長い間ありがとうございました。今後におきましても、どうかひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（増田会長） それでは、以上をもちまして閉会させていただきますが、どうも本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

午後 3時37分 閉会

会議録署名委員

委員

大 神 直 子

委員

川 田 秀 夫